

# 高度人材育成支援補助金



～高度・専門人材の育成を支援します～

**公募期間：令和5年12月28日（木）まで（随時受付）**

補助対象者が労働者に対して実施する人材育成研修に係る経費の一部を補助することで、県内中小企業等における高度・専門人材の育成を支援します。

**補助対象事業：高度・専門人材の育成を目的とする研修事業**

**補助対象者：製造業・食関連産業に該当する中小企業等（裏面参照）**

**補助対象経費：社内研修費、社外研修費、講師旅費**

**補助金額：上限10万円（補助率1/2以内）**

**補助事業期間：交付決定日（または事前着手承認日）から  
令和6年2月15日まで**

## 高度・専門人材とは？・・・例えば

- ①デジタル化・ペーパーレス化等に携わる人材
- ②業務フローの見直しや働き方改革に携わる人材
- ③設備稼働率のデータ化・経営状況の見える化に携わる人材
- ④ISO/IATF等 規格の認証取得・維持更新に携わる人材
- ⑤ネット通販サイトの構築・運営に携わる人材



## 研修テーマ事例

- ①IoT・AI等の活用に関する研修
- ②管理者パワーアップ研修・女性リーダ育成研修
- ③公的資格を取得するための研修
- ④ISO内部監査員養成講座
- ⑤情報発信力育成講座 etc.

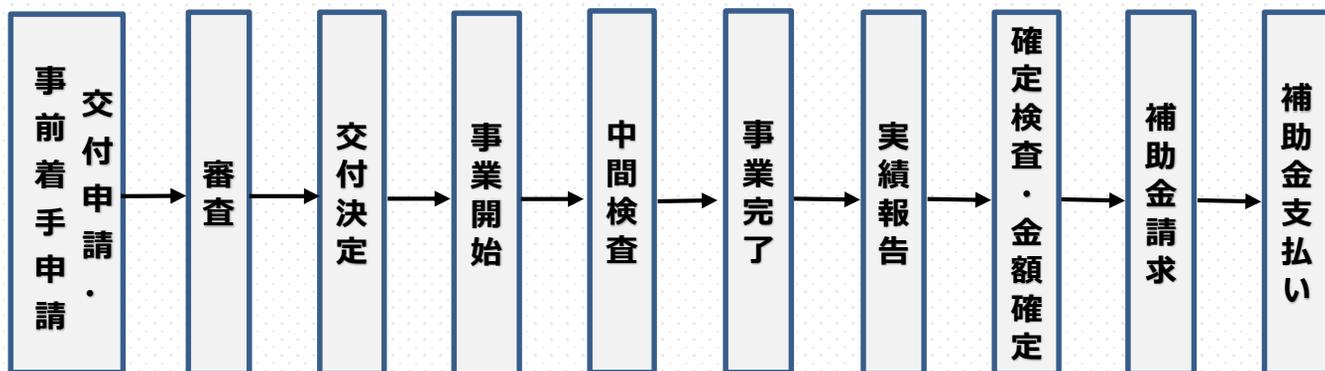
※詳細については、HP掲載の「高度人材育成支援補助金交付要領」「活用の手引」等をご覧ください。  
※計画している研修が補助対象となるか？など、不明な点は下記までお問い合わせください。

《問合わせ先》

公益財団法人三重県産業支援センター 事業部 経営支援課  
地域活性化雇用創造プロジェクト 担当：西  
〒514-0004 津市栄町1丁目891三重県合同ビル5階  
TEL 059-253-1260 FAX 059-253-1262  
E-mail: chipro@miesc.or.jp  
<https://www.miesc.or.jp/support/project/3/>



## 補助事業の流れ



## 留意事項

■ **事業の開始(発注・申込み)は、原則として交付決定日以降でなければなりません。但し、文書にて事前着手の承認を受けている場合は、事前着手承認日以降に事業を開始することができます。**

■ 事前着手申請をされた場合であっても、事前着手の必要性・相当性が認められない場合は、交付決定前の事前着手が承認されない場合があります。

■ 事前着手が承認された場合でも、審査結果や予算枠到達等の理由で交付決定されない場合があります。その場合は全額自己負担となります。

■ **事業完了日の最終期限は、令和6年2月15日(木)です。支払いまで完了してください。**

## 対象業種

( ) 内数字は、日本標準産業分類の中分類コード(2桁)、小分類コード(3桁～4桁)を示す。

### 【製造業】

(09)食料品製造業、(10)飲料・たばこ・飼料製造業、(11)繊維業、(12)木材・木製品製造業、(13)家具・装飾品製造業、(14)パルプ・紙・紙加工品製造業、(15)印刷・同関連業、(16)化学工業、(17)石油製品・石炭製品製造業、(18)プラスチック製造業、(19)ゴム製品製造業、(20)なめし革・同製品・毛皮製造業、(21)窯業・土石製品製造業、(22)鉄鋼業、(23)非鉄金属製造業、(24)金属製品製造業、(25)はん用機械器具製造業、(26)生産用機械器具製造業、(27)業務用機械器具製造業、(28)電子部品・デバイス・電子回路製造業、(29)電気機械器具製造業、(30)情報通信機械器具製造業、(31)輸送用機械器具製造業、(32)その他の製造業

### 【食関連産業】

(010)管理、補助的経済活動を行う事業所(01農業)、(011)耕種農業、(012)畜産農業、(013)農業サービス業、(03)漁業、(04)水産養殖業、(44)道路貨物運送業、(45)水運業、(46)航空運輸業、(47)倉庫業、(48)運輸に付随するサービス業、(52)飲食料品卸売業、(58)飲食料品小売業、(6113)無店舗小売業(飲食料品)、(76)飲食店、(77)持ち帰り・配達飲食サービス業